

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府・内閣官房）

制 度 名	国際戦略総合特区における特例措置の拡充		
税 目	法人税、登録免許税		
要 望 の 内 容	総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区において適用されている法人税における特例措置について、研究開発に係る特例措置を拡充する。 ①国際戦略総合特区において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定国際戦略事業を行うために開発研究用減価償却資産を取得して、その事業の用に供した場合には、その取得額に係る特別償却又はその減価償却費に係る既存の研究開発促進税制の税額控除割合の拡充のいずれかを選択できる制度を創設。【法人税に係る研究開発資産の特別償却又は研究開発促進税制の特例】 ②研究開発促進税制の対象となる試験研究費について、現行、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用とされているところ、研究成果展示のための設備投資に係る減価償却費についても研究開発税制を適用する。【法人税に係る研究開発税制の対象拡充】 また、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、特区内（国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区）の土地の上に新築した建物等に係る登録免許税を免除する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲1,000 百万円 （ — 百万円）
新 設 ・ 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。 (2) 施策の必要性 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	—
		政 策 の 達 成 目 標	「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められているところ。国際戦略総合特区においては、現在、全国で 7 地域指定されており、それぞれの特区内で総合特別区域計画において数値目標を定めている。 国際戦略総合特区 7 地域のうち関西イノベーション国際戦略総合特区を代表例で挙げると、2015 年までの目標として①世界における輸入医薬品市場シェアの拡大（1,890 億円（2010 年）→3,300 億円（2015 年））、②世界における輸入医療機器市場のシェアの拡大（660 億円（2010 年）→1,200 億円（2015 年））、③関西の リチウムイオン電池の生産額（2,300 億円（2010 年）→5,800 億円（2015 年））、④関西の太陽電池の生産額（2,500 億円（2010 年）→3,800 億円（2015 年））が掲げられている。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2015 年度末まで
		同上の期間中の達成目標	「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められているところ。国際戦略総合特区においては、現在、全国で 7 地域指定されており、それぞれの特区内で総合特別区域計画において数値目標を定めている。 国際戦略総合特区 7 地域のうち関西イノベーション国際戦略総合特区を代表例で挙げると、2015 年までの目標として①世界における輸入医薬品市場シェアの拡大（1,890 億円（2010 年）→3,300 億円（2015 年））、②世界における輸入医療機器市場のシェアの拡大（660 億円（2010 年）→1,200 億円（2015 年））、③関西の リチウムイオン電池の生産額（2,300 億円（2010 年）→5,800 億円（2015 年））、④関西の太陽電池の生産額（2,500 億円（2010 年）→3,800 億円（2015 年））が掲げられている。
	有 効 性	政策目標の達成状況	総合特区制度による国と地方の協議を経て、154 提案が実現する見込みがたった。
		要望の措置の適用見込み	国際戦略総合特区（7 地域）において、それぞれ 20 社程度の利用を想定する。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国際戦略総合特区税制 【国際戦略総合特区設備等投資促進税制】 総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は投資税額控除ができる制度 【国際戦略総合特区事業環境整備税制】 専ら、総合特区で適用される規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う法人について、当該事業による所得の 20%を課税所得から控除できる制度
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進調整費」を要求する予定。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—